

第 3 6 号議案

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定につい
て

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例（平成 2 6 年八王子市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者 の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要 な体制の整備を行うとともに、従業者に対 し、研修の実施その他の必要な措置を講じ なければならない。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 1 1 条 指定居宅介護事業者は、各指定居 宅介護事業所において、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する運営規程 （第 1 3 条第 1 項及び第 3 5 条第 1 項にお いて「運営規程」という。）を定めなけれ ばならない。</p>	<p>（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者 の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任 者の設置その他の必要な体制の整備を行う とともに、従業者に対し、研修の実施その 他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>（運営規程）</p> <p>第 1 1 条 指定居宅介護事業者は、各指定居 宅介護事業所において、次に掲げる事業の 運営についての重要事項に関する運営規程 （第 1 3 条第 1 項及び第 3 5 条において 「運営規程」という。）を定めなければな らない。</p>

(1)～(8) (略)

(9) 緊急やむを得ない場合に第35条の2
第1項に規定する身体的拘束等を行う際
の手續

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第12条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅
介護の提供を確保する観点から、職場にお
いて行われる性的な言動又は優越的な関係
を背景とした言動であって業務上必要かつ
相当な範囲を超えたものにより従業者の就
業環境が害されることを防止するための方
針の明確化等の必要な措置を講じなければ
ならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 指定居宅介護事業者は、感染
症や非常災害の発生時において、利用者に
対する指定居宅介護の提供を継続的に実施
するための、及び非常時の体制で早期の業
務再開を図るための計画（以下「業務継続
計画」という。）を策定し、当該業務継続
計画に従い必要な措置を講じなければなら
ない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、
業務継続計画について周知するとともに、
必要な研修及び訓練を定期的を実施しな
ければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継
続計画の見直しを行い、必要に応じて業務
継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第34条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介
護事業所において感染症が発生し、又はま
ん延しないように、次の各号に掲げる措置
を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染
症の予防及びまん延の防止のための対策
を検討する委員会（テレビ電話装置その
他の情報通信機器（以下「テレビ電話装
置等」という。）を活用して行うことが
できるものとする。）を定期的を開催す
るとともに、その結果について、従業者
に周知徹底を図ること。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第12条 (略)

2・3 (略)

(衛生管理等)

第34条 (略)

2 (略)

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

4 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、食中毒が発生しないように、必要な措置を講ずるとともに、食中毒の発生の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(揭示)

第35条 (略)

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。

(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。

(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、**感染症又は**食中毒が発生しないように、必要な措置を講ずるとともに、**感染症及び**食中毒の発生の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(揭示)

第35条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、揭示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、揭示に代えることができる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第43条 第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第11条中「第13条第1項及び第35条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する第13条第1項及び第35条第1項」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第25条第2項」と、第30条中「食事等の介護」とあるのは「食事等及び外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第9条から第29条まで及び第31条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10

(準用)

第43条 第9条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第11条中「第13条第1項及び第35条」とあるのは「第43条第1項において準用する第13条第1項及び第35条」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第43条第1項において準用する第25条第2項」と、第30条中「食事等の介護」とあるのは「食事等及び外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第9条から第29条まで及び第31条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10

条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第11条中「第13条第1項及び**第35条第1項**」とあるのは「第43条第2項において準用する第13条第1項及び**第35条第1項**」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第48条 第4条第1項及び第4節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条、**第35条の2**及び第43条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第11条中「第13条第1項及び**第35条第1項**」とあるのは「第48条第1項において準用する第13条第1項及び**第35条第1項**」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第48条第1項において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

2 第4条第2項から第4項まで並びに第4節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条、**第35条の2**及び第43条を除く。)並びに第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第11条中「第13条第1項及び**第35条第1項**」とあるのは「第48条第2項において準用する第13条第1項及び**第35条第1項**」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第25条第2項」と、第47条第1項第2号中「第44条第3項」とあるのは「第48条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次

条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第7条において準用する第5条第2項」と、第11条中「第13条第1項及び**第35条**」とあるのは「第43条第2項において準用する第13条第1項及び**第35条**」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第43条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第43条第2項において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第48条 第4条第1項及び第4節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条及び第43条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第11条中「第13条第1項及び**第35条**」とあるのは「第48条第1項において準用する第13条第1項及び**第35条**」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第48条第1項において準用する第25条第2項」と読み替えるものとする。

2 第4条第2項から第4項まで並びに第4節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条及び第43条を除く。)並びに第44条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第5条第2項」とあるのは「第44条第3項」と、第11条中「第13条第1項及び**第35条**」とあるのは「第48条第2項において準用する第13条第1項及び**第35条**」と、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第48条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第48条第2項において準用する第25条第2項」と、第47条第1項第2号中「第44条第3項」とあるのは「第48条第2項において準用する第44条第3項」と、同条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替え

条第2項」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務等)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に**係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)**を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(運営規程)

第55条 指定療養介護事業者は、各指定療養介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第71条第1項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2・3 (略)

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第70条 (略)

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、**次の各号に掲げる措置を講じなければならない。**

(1) 当該指定療養介護事業所における感染

るものとする。

(サービス管理責任者の責務等)

第54条 (略)

2～4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に**当たっては、利用者に対する指定療養介護の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、**療養介護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(運営規程)

第55条 指定療養介護事業者は、各指定療養介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第71条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 緊急やむを得ない場合に**第72条第1項に規定する**身体的拘束等を行う際の手続

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第56条 (略)

2・3 (略)

(衛生管理等)

第70条 (略)

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、**必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。**

症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第71条 (略)

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第72条 削除

(非常災害対策)

(掲示)

第71条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第72条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。

(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。

(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 指定療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しなければならない。

(非常災害対策)

第74条 (略)

2 (略)

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第75条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) **次条において準用する第35条の2第3項**に規定する身体的拘束等の記録

(5)・(6) (略)

(準用)

第76条 **第12条の2**、第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、**第35条の2から第37条(第2項を除く。)**まで及び第38条から**第40条の2**までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは、「第59条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第82条 指定生活介護事業者は、各指定生活介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(**第92条第1項**において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(13) (略)

(職場への定着のための**支援等**の実施)

第86条の2 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第175条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第175条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第74条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第75条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) **第72条第3項**に規定する身体的拘束等の記録

(5)・(6) (略)

(準用)

第76条 第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、**第36条、第37条第1項**及び第38条から**第40条**までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは、「第59条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第82条 指定生活介護事業者は、各指定生活介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(**第92条**において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(13) (略)

(職場への定着のための**支援**の実施)

第86条の2 (略)

(衛生管理等)

第90条 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第92条 (略)

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第93条 第12条の2から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第35条の2から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条及び第73条から第75条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第53条第2項及び第54条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは

(衛生管理等)

第90条 (略)

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(掲示)

第92条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(準用)

第93条 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条及び第72条から第75条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第53条第2項及び第54条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第93条

「第93条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第93条」と読み替えるものとする。

(準用)

第93条の5 **第12条の2**から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第73条**から第75条まで、第77条、第79条及び前節（第93条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第108条 **第12条の2**、第13条、第15条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、**第35条の2**から第42条まで、第53条第1項及び第3項、第56条、第63条、**第73条、第74条**、第88条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、**第92条第1項**中「前条」とあるのは「第108条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第108条の4 **第12条の2**、第13条、第15条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、**第35条の2**から第42条まで、第51条、第53条第1項及び第3項、第56条、第63条、第69条、**第73条、第74条**、第88条、第90条から第92条まで、第97条及び前節（第107条及び第108条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第121条 **第12条（第1項及び第2項を**

において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第89条」と、**同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第93条において準用する第72条第3項」と**、同項**第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第93条」と読み替えるものとする。

(準用)

第93条の5 **第13条**から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第72条**から第75条まで、第77条、第79条及び前節（第93条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第108条 第13条、第15条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、**第36条**から第42条まで、第53条第1項及び第3項、第56条、第63条、**第72条から第74条まで**、第88条及び第90条から第92条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第104条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第104条第2項」と、**第92条**中「前条」とあるのは「第108条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第108条の4 第13条、第15条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、**第36条**から第42条まで、第51条、第53条第1項及び第3項、第56条、第63条、第69条、**第72条から第74条まで**、第88条、第90条から第92条まで、第97条及び前節（第107条及び第108条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第121条 **第13条**から第25条まで、第

除く。)から第25条まで、第27条、第32条から第42条まで及び第53条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第121条において準用する第25条第2項」と、**第34条第4項**中「発生しない」とあるのは「発生し、又はまん延しない」と、「発生の」とあるのは「発生及びまん延の」と読み替えるものとする。

(準用)

第129条 **第12条の2**から第24条まで、第26条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第73条**から第75条まで、第82条及び第86条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第126条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第129条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第129条において準用する第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第129条」と、第82条中「**第92条第1項**」とあるのは「第129条において準用する**第92条第1項**」と、**第92条第1項**中「前条」とあるのは「第129条において準用する前条」と読

27条、第32条から第42条まで及び第53条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第121条において準用する第25条第2項」と、**第34条第3項**中「発生しない」とあるのは「発生し、又はまん延しない」と、「発生の」とあるのは「発生及びまん延の」と読み替えるものとする。

(準用)

第129条 **第13条**から第24条まで、第26条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第72条**から第75条まで、第82条及び第86条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第126条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第129条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第129条において準用する第89条」と、**同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第129条において準用する第72条第3項」と**、同項**第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第129条」と、第82条中「**第92条**」とあるのは「第129条において準用する**第92条**」と、**第92条**

み替えるものとする。

(準用)

第129条の4 **第12条の2**から第24条まで、第26条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第73条**から第75条まで、第79条、第82条、第86条の2から第92条まで、第122条及び前節(第129条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第139条 (略)

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 次条において準用する**第35条の2第3項**に規定する身体的拘束等の記録

(5)・(6) (略)

(準用)

第140条 **第12条の2**から第22条まで、第24条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第73条、第74条**、第82条、第86条の2から第92条まで、第127条及び第128条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第137条第1項から第4項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第137条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」と

中「前条」とあるのは「第129条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第129条の4 **第13条**から第24条まで、第26条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第72条**から第75条まで、第79条、第82条、第86条の2から第92条まで、第122条及び前節(第129条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第139条 (略)

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 次条において準用する**第72条第3項**に規定する身体的拘束等の記録

(5)・(6) (略)

(準用)

第140条 **第13条**から第22条まで、第24条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第72条から第74条まで**、第82条、第86条の2から第92条まで、第127条及び第128条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第137条第1項から第4項まで」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第137条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは

あるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第82条中「**第92条第1項**」とあるのは「第140条において準用する**第92条第1項**」と、**第92条第1項**中「前条」とあるのは「第140条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第140条の4 **第12条の2**から第22条まで、第24条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第73条、第74条**、第79条、第82条、第86条の2から第92条まで、第127条、第128条、第132条及び前節（第140条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（職場への定着のための**支援等**の実施）

第151条（略）

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第175条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第175条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（準用）

第153条 **第12条の2**から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第73条**から第75条まで、第82条、第85条、第86条、第87条から第92条まで、第126条、第127条及び第138条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第153条において準用する第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第153条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは

「自立訓練（生活訓練）計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第82条中「**第92条**」とあるのは「第140条において準用する**第92条**」と、**第92条**中「前条」とあるのは「第140条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第140条の4 **第13条**から第22条まで、第24条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第51条、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第72条から第74条まで**、第79条、第82条、第86条の2から第92条まで、第127条、第128条、第132条及び前節（第140条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（職場への定着のための**支援**の実施）

第151条（略）

（準用）

第153条 **第13条**から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、**第72条**から第75条まで、第82条、第85条、第86条、第87条から第92条まで、第126条、第127条及び第138条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第153条において準用する第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第153条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行

「就労移行支援計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第153条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第153条において準用する第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第153条」と、第82条中「**第92条第1項**」とあるのは「第153条において準用する**第92条第1項**」と、**第92条第1項**中「前条」とあるのは「第153条において準用する前条」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第164条（略）

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第175条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第175条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第165条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として

支援計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「6月」とあるのは「3月」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第153条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第153条において準用する第89条」と、**同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第153条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第153条」と、第82条中「**第92条**」とあるのは「第153条において準用する**第92条**」と、**第92条**中「前条」とあるのは「第153条において準用する前条」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第164条（略）

厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第166条 第12条の2から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第35条の2から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第73条から第75条まで、第87条から第92条まで、第126条及び第127条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第166条において準用する第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第166条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条及び第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第166条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第166条において準用する第89条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第166条」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第166条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第171条 第12条の2から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第35条の2から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第73条から第75条まで、第82条、第85条、第87条から第92条まで、第126条、第127条及び第162条から第164条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第171条において準用する第126

(準用)

第166条 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第87条から第92条まで、第126条及び第127条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第166条において準用する第126条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第166条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条及び第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第166条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第166条において準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第166条において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第166条」と、第92条中「前条」とあるのは「第166条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第171条 第13条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第36条から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第63条、第69条、第72条から第75条まで、第82条、第85条、第87条から第92条まで、第126条、第127条及び第162条から第164条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第171条において準用する第126条第1項」

条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第171条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条及び第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第171条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第171条において準用する第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第171条」と、第82条中「**第92条第1項**」とあるのは「第171条において準用する**第92条第1項**」と、**第92条第1項**中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第171条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 **第12条の2**から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条（第1項を除く。）、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第51条、第54条、第56条、第62条、第63条、**第73条**から第75条まで、第85条、第88条から第92条まで、第126条（第1項を除く。）、第127条、第162条から第164条まで及び第167条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第126条第2項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第175条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項並びに第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第175条において準用する第23条第1項」と、同項第

と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第171条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条及び第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第171条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第171条において準用する第89条」と、**同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第171条において準用する第72条第3項」と**、同項**第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第171条」と、第82条中「**第92条**」とあるのは「第171条において準用する**第92条**」と、**第92条**中「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第171条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条 **第13条**から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条（第1項を除く。）、第32条、**第36条**から第41条まで、第51条、第54条、第56条、第62条、第63条、**第72条**から第75条まで、第85条、第88条から第92条まで、第126条（第1項を除く。）、第127条、第162条から第164条まで及び第167条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条において準用する第126条第2項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第175条において準用する第126条第2項」と、第53条第2項、第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項並びに第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第175条において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあ

3号中「第68条」とあるのは「第175条において準用する第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第175条」と、**第92条第1項**中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための**支援等**の実施)

第175条の8 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面**又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法**により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第175条の12 第12条から第27条まで、第33条から**第35条まで、第36条から**第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第62条及び第63条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条の12において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第175条の12において準用する第25条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条の20 第12条から第27条まで、第33条から**第35条まで、第36条から**第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第62条、第63条、第175条の6、第175条の10及び第175条の11の規定は、指定自立生

るのは「第175条において準用する第89条」と、**同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第175条において準用する第72条第3項」と**、同項**第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第175条」と、**第92条**中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第175条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための**支援**の実施)

第175条の8 (略)

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第175条の12 第12条から第27条まで、第33条から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第62条及び第63条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条の12において準用する次条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第175条の12において準用する第25条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第175条の20 第12条から第27条まで、第33条から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第62条、第63条、第175条の6、第175条の10及び第175条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用

活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条の20において準用する次条第1項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第7項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第182条 (略)

2～5 (略)

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第192条 **第12条の2**、第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、**第73条**から第75条まで、第89条、第90条、第92条及び第138条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第192条において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第192条において準用する第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第192条」と、**第92条第1項**中「前条の協力医療機関」とあるのは「第191条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支

する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第175条の20において準用する次条第1項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第7項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第182条 (略)

2～5 (略)

(準用)

第192条 第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、**第72条**から第75条まで、第89条、第90条、第92条及び第138条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第192条において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第192条において準用する第89条」と、同項**第4号中「第72条第3項」とあるのは「第192条において準用する第72条第3項」と**、同項**第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第192条」と、**第92条**中「前条の協力医療機関」とあるのは「第191条第1項の協力

給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第192条の11 **第12条の2**、第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、**第73条**から第75条まで、第89条、第90条、第92条、第138条、第180条から第187条まで、第190条及び第191条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の11において準用する第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第192条の11において準用する第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第192条の11において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第192条の11において準用する第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第192条の11」と、**第92条第1項**中「前条の協力医療機関」とあるのは「第192条の11において準用する第191条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項

医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第192条の11 第13条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、**第72条**から第75条まで、第89条、第90条、第92条、第138条、第180条から第187条まで、第190条及び第191条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の11において準用する第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第192条の11において準用する第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第192条の11において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第192条の11において準用する第89条」と、**同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第192条の11において準用する第72条第3項」と**、同項**第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第192条の11」と、**第92条**中「前条の協力医療機関」とあるのは「第192条の11において準用する第191条第1項の協

中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。））」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第199条（略）

2～4（略）

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第203条 **第12条の2**、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、**第73条**から第75条まで、第89条、第90条、第92条、第138条、第180条及び第183条から第191条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第203条において準用する第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第203条において準用する第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条

力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。））」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第199条（略）

2～4（略）

（準用）

第203条 第15条、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第27条、第32条、**第36条**から第41条まで、第53条、第54条第2項から第9項まで、第58条、第63条、**第72条**から第75条まで、第89条、第90条、第92条、第138条、第180条及び第183条から第191条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第24条第2項中「次条第1項」とあるのは「第203条において準用する第186条第1項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第203条において準用する第186条第2項」と、第53条第2項並びに第54条第2項、第4項から第7項まで及び第9項中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「療養介

第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第203条において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第203条において準用する第89条」と、同項**第4号から第6号まで**中「次条」とあるのは「第203条」と、**第92条第1項**中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条において準用する第191条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の」と、第188条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第210条 **第12条の2**から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条第2項、第32条、**第35条の2**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、**第63条**、第69条、**第73条**から第75条まで、第81条、第82条（第10号を除く。）及び**第87条から第92条まで**の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第19条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第83条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用

する」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第203条において準用する第58条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第203条において準用する第89条」と、**同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第203条において準用する第72条第3項」と**、同項**第5号及び第6号**中「次条」とあるのは「第203条」と、**第92条**中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条において準用する第191条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第138条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。）の」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。以下この項において同じ。）の」と、第188条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（準用）

第210条 **第13条**から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条第2項、第32条、**第36条**から第41条まで、第53条、第54条、第56条、第62条、第69条、**第72条**から第75条まで、第81条、第82条（第10号を除く。）及び**第92条**の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第19条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第24条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第83条第2項及び第3項、第210条第3項及び第5項において準用する第126条第2項及び第3項並びに第

する第126条第2項及び第3項並びに第210条第4項において準用する第137条第2項及び第3項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第83条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第126条第2項並びに第210条第4項において準用する第137条第2項」と、第36条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者等」と、第41条中「各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、会計を」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第210条第1項において準用する第89条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第77条、第83条（第1項を除く。）、第84条（第4項を除く。）、第85条及び第86条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）につい

210条第4項において準用する第137条第2項及び第3項」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第83条第2項、第210条第3項及び第5項において準用する第126条第2項並びに第210条第4項において準用する第137条第2項」と、第36条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者等」と、第41条中「各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、会計を」と、第53条第2項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第54条第2項及び第4項から第6項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第7項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、同条第9項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第62条第1項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第75条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第58条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第23条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第89条」と、同項第4号中「第72条第3項」とあるのは「第210条第1項において準用する第72条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第92条中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第63条、第77条、第83条（第1項を除く。）、第84条（第4項を除く。）、及び第85条から第91条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限

て準用する。この場合において、第77条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条第5項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

3 第122条、第126条（第1項を除く。）、第127条（第3項を除く。）及び第128条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第122条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第126条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第127条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 第127条（第3項を除く。）、第128条第2項、第132条及び第137条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を

る。）について準用する。この場合において、第77条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条第5項及び第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護に係るものに限る。）」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第63条、第87条から第91条まで、第122条、第126条（第1項を除く。）、第127条（第3項を除く。）及び第128条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係るものに限る。）」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係るものに限る。）」と、第122条中「自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第126条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第127条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 第63条、第87条から第91条まで、第127条（第3項を除く。）、第128条第2項、第132条及び第137条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基

行う者に限る。)について準用する。この場合において、第127条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係るものに限る。)」と、第132条中「自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第137条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第85条、第126条(第1項を除く。)、第127条(第3項を除く。)、第162条から第164条まで、第167条及び第170条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、第126条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第127条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当就労継続支援B型に係るものに限る。)」と、第162条第1項中「第166条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第167条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、**第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係るものに限る。)」**と、**第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係るものに限る。)」**と、第127条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係るものに限る。)」と、第132条中「自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第137条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 **第63条、第85条、第87条から第91条まで**、第126条(第1項を除く。)、第127条(第3項を除く。)、第162条から第164条まで、第167条及び第170条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、**第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当就労継続支援B型に係るものに限る。)」**と、**第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第90条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当就労継続支援B型に係るものに限る。)」**と、第126条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第127条第4項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当就労継続支援B型に係るものに限る。)」と、第162

条第1項中「第166条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第167条中「省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置）

第5条 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4（次項において「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（次項において「区分5」という。）又は同条第7号に規定する区分6（次項において「区分6」という。）に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は、**令和3年3月31日**までの間、第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

2 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5又は区分6に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件がいずれも満たされる場合は、**令和3年3月31日**まで

附 則

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置）

第5条 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4（次項において「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（次項において「区分5」という。）又は同条第7号に規定する区分6（次項において「区分6」という。）に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合は、**令和6年3月31日**までの間、第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

2 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4、区分5又は区分6に該当するものが、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件がいずれも満たされる場合は、**令和6年3月31日**まで

の間、当該利用者について第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

(1)・(2) (略)

の間、当該利用者について第188条第3項及び第192条の8第4項の規定を適用しない。

(1)・(2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第12条の2（新条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第129条、第129条の4、第140条、第140条の4、第153条、第166条、第171条、第175条、第175の12、第175条の20、第192条、第192条の11、第203条並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第12条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第121条、第175条の12並びに第175条の20において準用する場合を含む。）、第70条第2項及び第90条第2項（新条例第93条の5、第108条、第108条の4、第129条、第129条の4、第140条、第140条の4、第153条、第166条、第171条、第175条、第192条、第192条の11、第203条及び第210条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第35条の2第4項(新条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第129条、第129条の4、第140条、第140条の4、第153条、第166条、第171条、第175条、第192条、第192条の11、第203条並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第35条の2第4項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第40条の2(第2号に係る部分を除く。)(新条例第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第129条、第129条の4、第140条、第140条の4、第153条、第166条、第171条、第175条、第175条の12、第175条の20、第192条、第192条の11、第203条並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

